

# いわゆる自力更生運動と農業構造

——兵庫県の農業地帯構成——

庄 司 俊 作

## 目次

### はじめに

一 五つの農業地帯——問題の所在

二 農業生産の動向

1 商業的農業の展開

2 生産力段階とその規定要因

三 商品化の形態

1 農民的小商品生産の類型性

2 酒米地帯

四 農業経営の構造

1 小作経営成立の可能性

2 自・小作間格差の地帯比較

3 労働配分の経営類型的差異

おわりに——自力更生運動と農業構造

はじめに

経済更生運動に先立ち県農会の主導下で自力更生運動<sup>(1)</sup>を展開させた兵庫県では、一九三二年に簿記記帳とその近隣農家への鼓舞を任務とした、「中堅農家」組織<sup>(2)</sup>＝農業経営改善青年同盟（以下「同盟」と略記する）<sup>(3)</sup>ができています。私は前の拙文<sup>(2)</sup>で、同盟を自力更生エネルギー強弱の指標とみなし、その地域的分布差の一規定要因がまず、労働市場の展開差即ち自家労賃意識化の程度如何にあることを明らかにしようとした。ここではそれゆえに農業生産あるいは農業経営の問題には充分に言及することができなかった。しかしもとより、同盟組織化は、農業外的条件とともに農業生産・農業経営という農業内的要因にも制約されていたはずである。自力更生運動の経済的展開基盤の理解は、この二つの要因を相互の関連を含め明らかにすることで充分なものとなる。本稿は、この残された課題を果たすことを目的とする。

本稿の目的は、研究史には次のように意義付られると思う。一つに課題設定の面。ごく大づかみにいって、経済更生運動に関する従来の事例研究は概ねいわば階層論<sup>(3)</sup>ともいうべき視角に立脚して進められてきた。これらの研究の意義は大きいとしても、その視角にとらわれすぎた結果不可避的に重大な欠落が生じたように、少なくとも私には思われる。単に議論が不十分というのではない。本稿のテーマに引き付け問題点を一つ指摘すると、更生運動をめぐっては基軸運動主体の階層性をどう評価するかがいまだ未決着のままであるが、この論点をつめるに当って、①在村耕作地主はその「経営者」的側面において指導的役割を果たしたのであり、従って②①は自小作前進に支えられた中農層の台頭が運動の条件であったことと矛盾しない、といった式の「解決」<sup>(5)</sup>方法は当を得たものとは思われない。以

前にも述べた<sup>(6)</sup>ように、経済更生運動でも勤労主義を規範とする運動の標準化が目ざされており、またそうしたものと  
しての経営原理による部落再編が意図されていたことは、もはや疑いない。そして、運動の条件を農民層の経営発展  
に求めることも、一般論としては間違いでないだろう。問題はまさしく、そうした運動の性格あるいは農民経営の一  
般的動向にもかかわらず、①のような事態がなおむしろ一般的でさえあることを、いかに合理的に説明するかにある  
からである。経済更生運動と農業展開との論理的関連をいかにつけるかは、あくまでなお実証的研究の課題として残  
されている。運動を貫く「経営の論理」が具体的に明らかにされねばならない所以である。

本稿でも兵庫県を事例に、自力更生エネルギー指標として同盟の分布に着目することにvariはしない。「経営の論理」  
の解明には、運動に対する自発性の地域差の抽出が手続論として一方の要の位置にある。同盟でも二〇年代に入ると  
「個から集団へ」の指導対象の転換を含みつつ「農業経営の改善」が農業指導の重要課題に浮上する<sup>(7)</sup>。そうした農業  
指導体系の集約点でありかつ三〇年代への出発点となったのが、二七年から開始される農会是運動であった。それは  
「農業経営改善の指導」と「農村産業計画の樹立」を二本柱とする農村計画である。この一連の政策展開の上に同盟  
の組織化があった。それゆえに同盟の地域的分布差がいかなる農業内の要因に規定されていたかを検討することで、  
当該期に課題化した農業経営改善の中身が明らかとなろう。従来、経済更生運動指定町村の密度で運動の自発的契機  
の指標とされたりしたが、実証の手続きとして適切ではないであろう。経済更生運動となると権力的契機がより強化  
されるだけに体系化される半面、画一的となり、指定町村の密度は必ずしも運動の自発的契機を反映しないと思われ  
るからである。

二点目に方法の問題。本稿では上述の課題を農業地帯構成論を通して果たそうとする。山田盛太郎『日本資本主義

分析』をはじめ戦前日本農業の地帯構成に関しては、型論としてすでにいくつかの蓄積がある。一般に地帯構成論には問題設定のレベルや論者の問題意識のありようで異ったものがありうる。代表的な山田氏のものの場合、<sup>(8)</sup>「地帯的構成と生産力段階とを、本質的に規定するものは、地主的土地所有（Ⅱ零細農耕）と生産力の関係」であるとの見地から「地主的土地所有とその下における農業生産力構造との構成と段階との把握」が「全問題把握の鍵となる」とした上で、日本農業生産力の地帯構造は、再生産Ⅱ蓄積の循環構造に規定された、東北型と近畿型の二型としてうちだされ、これが「地主的土地所有における基本的農業地帯の構成」である、とされる。一つに、地帯構成の基準を、稲作土地生産力という、確かに農業生産の基軸的要素ではあるが、局所的な側面に限定した点がまず問題となろう。加えて、「東北型と近畿型の原基的な対抗軸」の展開としての、「東北Ⅱ新潟の千町歩地主地帯と西南・高位生産力地帯との対抗の……顕出」に関しても、基準とされるのは一貫して、第一次的には米の反収と一戸当り収量である。この基準一貫性も果たして現実の農業展開に適合的であろうか。山田氏の地帯構造論が別面、段階論（Ⅱ先進・後進論）でもある理由である。山田説に対し、主産地形成という商品化の論理で日本農業論を把握すべきだとする栗原百寿氏の視点は、<sup>(9)</sup>独占段階の農業展開をよりリアルに捉えうる射程のながさを持つと思われる。山田説と栗原説は一面で、農業展開の段階差に対応した枠組構成になっているともいえよう。<sup>(10)</sup>それはともあれ、栗原説は半面、地帯構造論としての展開は著しく不十分な結果になっている。その日本農業論は商品生産の「分化Ⅱ不均等発展」として構成され、従ってそのようなものとしての地帯論は述べられても、<sup>(11)</sup>本稿で問題とするような地域類型論としての地帯構造論は栗原氏の念頭にはついにのぼることすらなかったが如くであった。

山田・栗原両説の優れている点は、地帯構成論（ないし地帯論）としての日本農業論がまさしく各々の農業理論の

必然的な展開であったことにある。地帯構成論はまず体系的な理論Ⅱ方法に裏打ちされている必要がある。と同時に、地帯構成の基準も生産力水準あるいは商品化の形態という部分的現象だけではなく、農業展開総体を射程にいれたものであるべきであろう。農業が自然を対象とし、地域の自然的個性の目的意識的活用を通して物質を生産する産業である以上、その構成と形態は本来多様なはずである。そして商品化の論理も、各々の農業構成に独自に形態性を付与する。この多様な農業形態をどう地帯構成するか。この点では、独自の視点から「東北農業の地帯構成」を提示された宇佐美繁氏の研究が示唆に富む。<sup>(12)</sup>氏は、農業地帯論の出発点は「農民にとっての自由なり、民主主義をどのように考えたらいだろうかというあたりに」あるとした上で、その「自由度」というのを「作物選択とか、土地利用、作物構成、栽培方法、農民諸階層としてみた場合には、経済的な自由度」と捉えるとともに、それらはまた歴史的には農民的土地所有形成確立の深度、農産物需要形成の多様化、生産手段の発展と価格条件の安定性の四つの視点からみられる、とされた。最近の現状分析における「地域農業論」の視点である。ここには農業の総体的把握による地帯構成論の提示という姿勢がある。本稿はこの視点に学ぶ。

歴史分析では地帯構成論そのものは第一次的な目的ではない。社会的・政治的事象の歴史的総括のための一方法であるにすぎない。近年、さまざまなテーマでの実証研究の深化が図られつつも、いまだそれらを全体として総括する視点が必ずしも明確になっていない農業史の現状を多少とも前進させるため、以下で「自力更生運動と農業構造」の関連を明らかにしたい。

一 五つの農業地帯——問題の所在

方法に関わって次の点をまず確認しておく必要がある。第一に地帯構成が目的である以上、兵庫県農業という行政範囲単位の把握は本来無意味であること。第二に歴史分析としての地帯構成論に規定された問題がある。本稿の農業地帯構成は兵庫県という極めて狭い範囲のものである。しかしながら、あれこれ多様な農業地帯を全面的に提示することではなく、各々の農業地帯が自力更生運動なりといかなる論理的関連にあるかを明らかにするのが課題である。

「重要なことは言及される対象の広さではなく、観点が内包する射程距離そのものにある」<sup>13)</sup>。その意味では兵庫県のみを対象にしても分析結果は十分に普遍性を持つと期待できる。さて、兵庫県は次の五つの農業地帯に区分できる(表1)。

- I 都市近郊地帯
- II 米麦二毛作地帯
- III 酒米地帯
- IV 水田単作地帯
- V 米・養蚕・和牛生産地帯

地帯区分は、まず①土地利用側面としての耕地の構成(水田率)でVを分け、次に②商品化の形態に着目してII IIIの三地帯を抽出した。③四地帯のいずれにも属さない多紀・津名両郡については、その作付構成を重視し水田単作地帯としてくくった。単作といっても二毛作田比率はともに三〇%を超えており、東北のそれとはイメージがかなり

表1 兵庫県の農業地帯区分

(単位：%)

		水田率	二毛作 田比率	当該作物が現金収入の第1位を占める農家の割合							
				米	麦	工 作 物	芸 物	蔬 花 ・ 菜 卉	果樹	養蚕	畜産
I	武庫	81.4	52.6	64.0	5.0	8.4	18.6	0.1	—	3.8	0.1
II	川辺	87.4	73.8	80.0	10.2	0.9	2.7	3.7	—	2.3	0.1
	明石	88.4	58.8	51.8	26.9	14.5	4.0	—	—	1.2	1.6
	加古	93.1	76.9	67.0	28.4	1.0	0.7	0.1	—	0.6	2.2
	印南	90.5	74.1	61.4	31.3	3.7	0.9	0.1	0.3	1.0	1.8
	飾磨	88.6	69.9	63.7	28.1	2.3	1.0	—	2.5	0.8	1.6
	揖保	87.3	80.5	64.7	32.0	1.9	0.3	0.1	0.6	0.4	0.1
	赤穂	83.3	75.6	54.0	30.7	8.1	1.1	0.7	2.1	0.7	2.7
	三原	89.1	89.6	65.3	7.0	3.4	20.4	1.5	0.2	2.1	—
III	有馬	93.4	28.1	88.4	3.1	4.7	2.3	—	—	0.3	1.2
	美嚢	96.6	32.8	87.4	6.8	3.9	0.5	—	—	0.5	0.8
	加東	93.5	64.0	69.0	19.7	5.5	0.1	—	0.2	0.6	4.9
	多可	87.8	84.1	60.2	26.4	2.2	0.2	—	5.3	5.7	0.2
	加西	92.5	69.0	70.4	17.4	5.8	4.0	0.1	0.1	0.2	2.0
	神崎	90.9	80.0	54.4	32.4	1.2	0.1	—	1.7	3.3	6.8
IV	多紀	89.6	34.2	85.6	3.1	5.0	0.2	—	2.4	1.0	2.7
	津名	86.6	38.3	65.7	14.0	9.9	1.5	3.9	0.8	3.0	1.2
V	佐用	67.6	63.3	56.1	17.3	0.3	—	—	17.9	7.8	0.5
	宍粟	76.7	70.0	46.0	14.6	0.5	0.1	—	19.8	18.1	0.9
	城崎	63.9	37.8	57.8	2.1	1.9	0.9	1.5	26.9	7.4	1.6
	出石	75.9	45.0	54.9	0.7	0.2	0.2	0.2	31.0	11.0	1.8
	養父	50.8	68.6	12.3	2.6	0.6	0.5	1.6	69.8	11.9	0.6
	朝来	67.1	55.8	36.9	6.4	0.2	1.0	0.2	46.2	7.8	1.2
	美方	63.0	15.5	22.4	1.5	2.4	0.2	—	30.4	43.1	0.3
	氷上	75.1	66.2	62.0	9.5	3.2	0.3	0.5	19.6	4.6	0.3
県平均		83.5	61.2								

出典：水田率は内閣統計局『農業調査結果報告』1929年、二毛作田比率は『1927年兵庫県統計書』、「第1位を占める農家の割合」は『1941年兵庫県統計書』。

注)「第1位を占める農家の割合」は「1941年夏期調査」による。ただし専業農家と第一種兼業農家を対象とした数字。

表2 各農業地帯の農業的特徴 (単位：％，反，円)

	小作地帯	経営規模 1～2町 農家比率	平均経 営規模	一戸当り農業粗生産額			
				1919年	1927年	1927年/ 1919年	
I	武庫	67.0	22.8	6.6	791	1,050	133
II	川辺	61.9	18.9	6.6	693	813	117
	明石	51.5	40.9	9.1	776	951	123
	加古	63.5	27.2	7.2	695	867	125
	印南	60.1	11.7	5.4	648	739	114
	飾磨	51.5	12.5	5.7	578	638	110
	揖保	46.4	12.9	6.1	627	662	106
	赤穂	53.6	9.9	5.3	425	521	123
	三原	50.2	19.9	6.5	660	789	120
III	有馬	47.4	45.1	9.5	746	825	111
	美夔	42.8	42.4	9.0	705	837	119
	加東	46.8	34.5	8.1	751	731	97
	多可	53.3	16.1	6.0	517	577	112
	加西	42.2	27.1	7.4	562	676	120
	神崎	56.4	13.5	6.1	553	744	135
IV	多紀	39.7	37.9	8.3	583	608	104
	津名	45.2	18.2	6.5	532	623	117
V	佐用	40.6	14.0	6.3	484	497	103
	宍粟	46.9	4.2	4.8	512	481	94
	城崎	44.2	18.4	6.2	481	461	96
	出石	51.3	15.6	7.5	559	499	89
	養父	53.9	7.3	5.3	596	583	98
	朝来	57.0	12.9	6.0	545	609	112
	美方	49.3	8.9	5.1	406	419	103
	水戸	50.3	19.7	6.6	557	556	100
県平均	50.7	18.8	6.5	607	684	113	

出典：小作地率は『農業調査結果報告』，経営規模1町以上農家比率と平均経営規模は『農家調査結果表』，他は各年『兵庫県計書』による。



異なる。さらに注意点を二つ。一つは表Ⅰの、現金収入第一位の作目別農家構成についてである。もとの数字は作物一品毎のものであり、それを蔬菜・花卉、果実等と一括した。結果として米・麦の比重が過多となり、蔬菜・果実等が過少となっている。すでに蔬菜等の農業経営に力を入れる位置は大きなものとなっていたが、基本的に多様な作物を組み合わせての導入であり、現金収入一位となれば個々にはなお米・麦に劣る構造にあったと思われるからである。この点はことにⅠⅡについて注意が要る。二つ目はⅡの三原郡に關してである。蔬菜が収入一位の農家が二〇%を超えるが、これは玉葱の台頭による。水田裏作物として麦にとつて代り、しかもここには主産地的發展がみられた(後述)。

予備的に、農業の特徴をいくつかの点で指摘すると(表2)、第一に小作分解がⅠⅡで特に著しい。第二に経営規模は、一〜二町農家比率、一戸当り平均規模の二指標を表示したが、全体として相互の間に地帯性は見出しがたい。

第三に農民諸階層の「経済的な自由度」を示すものとしての、一戸当り農業粗生産額では、一九二七年になると明瞭な地帯性がみられる。大づかみにいうと、Ⅰ↓Ⅴに向つて額は少なくなる。その際、ⅠⅡとⅢ以下では重要な相違があった。一反、当り粗生産額が、前者の諸郡ではほぼ一〇〇円を上回るのに対し、後者の場合ほとんどがそれを切っているのである。わけてもⅠの武庫郡では一六〇円に近い隔絶した水準に達しており、その高度に集約化した農業生産を予測させる。なおこの地帯差は二〇年代を通して鮮明化したものであった。一九二七年にかけての一戸当り粗生産額の伸び率をみると、総じて、Ⅰが最大であり、次いでⅡⅢの順序となり、Ⅴでは大半の郡はほとんど同じか、あるいはむしろ減少すらしているものであった。この側面において、Ⅴの農業生産の停滞性が指摘できよう。

都市的労働市場への基幹的農業労働力の包摂度による地域区分との関係では、各地帯はほぼ、Ⅰを中心に以下順にⅤに向つて同心円的に展開していた(図1)。さて問題の、同盟勢力の比重をみると、郡内農家戸数比四%以上の自

力更生エネルギー濃厚な地域はⅢⅣに集中し、ⅠⅡには全く存在していない（小作争議との対照性）。ⅠⅡの地域は、すでに明らかにした都市的労働市場拡大地域と同周辺地域Ⅰの諸郡である。自家労賃意識化の進展が一方で自力更生エネルギーに抑制的に働いたことが示されているのである。では、この状況は他方、農業生産、農業経営の問題としてはどう説明されうるのであろうか。

二 農業生産の動向

1 商業的農業の展開

一般に戦間期の農業展開が、農民的小商品生産とりわけ蔬菜・果実等の商品作物の生産増加を一核心としていたことは周知である。兵庫県では、大阪市に近接し、かつ内には瀬戸内沿岸の一大工業ベルト地帯をかかえこんでいたがゆえにその展開もひとときわ急激であった（表3）。第一に果菜・葉茎菜類中心に蔬菜生産の顕著な増加がある。ただその過程には曲折があった。まず二〇年代前半までの時期で、増加テンポはいずれも比較的鈍い。それが、すでに果菜類八四〇万貫、葉茎菜類五五〇万貫の規模に到達していた二七〜二九年水準から、三二〜三四年にかけてはさらにそれぞれ倍増するという状況さえ生まれていたのである。二〇年代後半、特に昭和恐慌期の変化が目覚ましい。蔬菜でもイモ類および、ダイコン・かぶら・ごぼう等の根菜類はそ

図1 農業地帯区分と労働市場による地域区分との関連

	I	II	III	IV	V
A	○武庫	○川辺 ○飾磨 ○加古 赤穂 ○印南			
B		○明石 ○三原 ○揖保	○神崎	津名	
C			○美裏 多可 ○加東 加西		佐用 ○穴栗
D			有馬	多紀	城崎 朝来 出石 美方 養父 永上

- 注) 1. A=都市的労働市場拡大地域。B=都市的労働市場周辺地域Ⅰ，C=同Ⅱ，D=農村的労働市場支配地域。  
2. □は自力更生エネルギーの強い地域，○印は争議多発地域。それぞれ前掲，拙稿「いわゆる『大正デモクラシーからファシズムへの推転』下社会過程（農業問題に関する予備的考察——覚え書），拙稿「小作争議と地主制の後退」（『土地制度史学』第83号，1979年）参照。

表3 部門別・作目別農業生産額の推移(3ヶ年平均)

年次	米	麦	蔬 菜				果実	菌取菌高	畜 産		
			いも類	根菜類	果菜類	葉茎菜類			養乳高 (農家)	にわとり	豚
1908~10	千石 2,283	千石 870	10万貫 104	10万貫 175	10万貫 35	10万貫 15	10万貫 25	万貫 60	千石	10万羽	千頭
11~13	2,232	977	128	206	38	23	25	74			
14~16	2,374	878	132	191	41	27	32	79			
17~19	2,369	913	142	192	46	27	33	100	6.1	6.7	1.5
20~22	2,454	883	141	190	48	30	36	93	8.9	7.4	2.4
23~25	2,170	806	108	217	64	44	29	113	16.1	9.8	5.9
27~29	2,336	931	113	245	84	55	37	136	23.7	14.5	7.4
30~31	2,273	902	117	235	127	83	39	172	20.5	16.5	7.7
32~34	2,323	857	128	230	159	103	38	164	24.3	17.1	10.7
35~37	2,136	913	135	209	140	116	41	141	40.8	16.9	14.1

出典：各年『兵庫県統計書』より作成。

注) いも類=ジャガイモ・サツマイモ・さといも・ツクネイモ、根菜類=ダイコン・かぶら・ニンジン・ごぼう、果菜類=キュウリ・カボチャ・スイカ・ソウリ・ナス・トマト、葉茎菜類=ネギ・玉葱・キャベツ・漬菜・ホウレンソウ。

の伝統的・自給的性格を反映してもともと生産高は多く、その後の推移もむしろ停滞的であった。第二に蔬菜以外では果実、養蚕がともに一定の生産増加をみている。また豚、養鶏、牛乳和牛生産等の畜産部門もそれぞれ時期と程度を異にしつつ同様に一定の展開を示した。とはいえ、農業生産の変化要因としては、これらは蔬菜の生産動向に比べいまだはるかに小さい比重しかもたない。

第三に、米・麦の主穀生産では明治末期以降完全に頭打ちであった。土地生産力増大と耕地拡大によって当該期、米生産高が増える東北の各地域とは、この点で対照的であった。

このような農業生産の変化にはもとより地域差があった(表4)。Iの武庫郡では、もともと果菜・葉茎菜類の栽培は群を抜いていたが、一八年から三四年にかけては、都市化による耕地の半減に近い減少の中でしかし前者が二・六倍、後者が四・三倍もの増加をみた。三四年には、耕地面積に対するそれぞれ栽培面積比は前者が一一％、後者が九％におよぶ。根菜類でも当郡では、ダイコン九三町の他にニンジンが六六町、シヨウ

表4 蔬菜の作物・地帯別栽培面積の推移 (単位：町歩)

		年次	根菜類	果菜類	葉茎菜類	耕地面積
I	武庫	1918	210.4	153.9	60.4	5,367.8
		26	195.5	299.8	120.6	3,882.7
		34	180.6	393.9	260.8	2,812.2
	明石	18	382.2	61.3	21.1	6,988.0
		26	359.7	92.0	14.6	6,729.4
		34	495.1	412.7	106.4	6,776.1
II	飾磨	18	292.5	95.7	50.8	7,048.4
		26	306.3	122.9	80.9	6,703.0
		34	184.7	183.4	109.0	6,384.8
	三原	18	175.2	60.8	10.9	6,031.5
		26	244.0	90.9	90.2	5,998.2
		34	182.8	127.6	645.9	4,971.7
III	有馬	18	50.8	48.8	35.8	5,416.9
		26	79.0	59.4	60.2	4,842.4
		34	59.8	122.4	62.7	4,823.6
	多可	18	132.9	21.8	53.9	3,550.8
		26	83.2	24.7	16.8	3,547.5
		34	89.2	44.6	29.8	3,491.7
IV	津名	18	191.8	81.3	19.9	6,430.8
		26	155.1	77.0	24.2	6,751.4
		34	154.7	110.8	55.7	7,099.2
V	宍粟	18	114.5	17.0	37.0	4,582.8
		26	170.5	25.8	52.8	4,526.3
		34	167.4	42.7	80.0	4,598.0
	出石	18	146.7	19.5	22.1	3,105.9
		26	77.0	22.8	30.8	3,126.9
		34	80.3	24.9	29.9	2,869.0

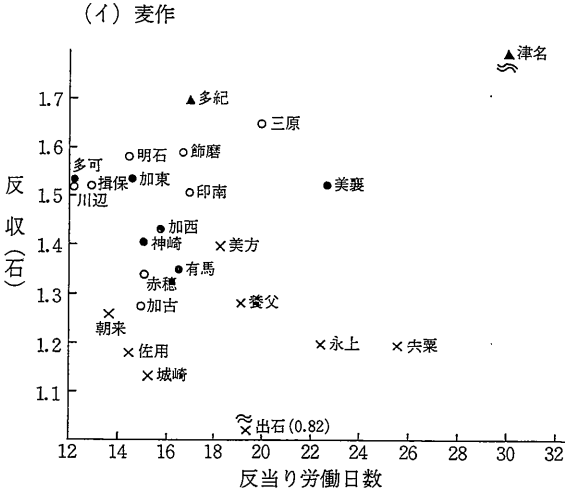
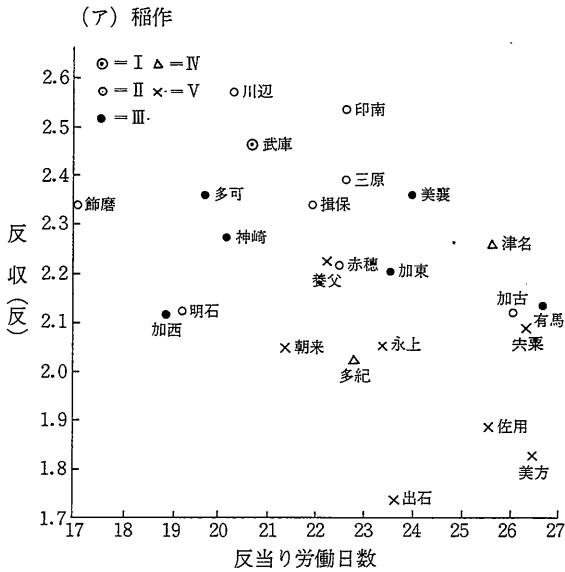
出典：各年『兵庫県統計書』より作成。

ガが一町栽培され、商品生産傾斜の展開をうかがわせる。そこで根菜類も加え蔬菜の栽培面積比を求めると、実に三〇％に達する。蔬菜が裏作表のみならず水稻にも取って代りつつあったであろうことは、総水田面積に対する米作付面積比が八二％にまで落ち込んでいた点に明白に示される。蔬菜生産の比重が絶對的に大きかっただけではない。上記作物のほか主要なものだけみても、イチゴ二五七町、漬菜八四町、ネギ七七町、ホウレンソウ七五町、ナス六〇町、キュウリ三一町、トマト一六町と多様である上に、その商品性を反映して年ごとの生産変動も激しかった。

市場条件が蔬菜生産の第一の規定要因であったことは言をまたない。都市的労働市場拡大地域と同周辺地域Ⅰの二地域から構成されたⅡも、果菜・葉茎菜類はⅠに次ぐ増加をみる。差し当って明石・飾磨・三原の三郡を表示したが、その水準と速度でそれぞれⅢ以下とは著しい差異があった。またⅠとの質的差異については一点、一部にせよ特定作物特化的な蔬菜生産の展開があったことがあげられる。即ち、明石郡における三四年の果菜類栽培面積四一三町のうち二四四町がスイカであり、また三原郡の葉茎菜類六四六町のうち六〇九町は玉葱が占めた。武庫郡のようにいくつかの作物が総花的に栽培される構造ではなかった。両者の栽培面積推移は、スイカが一八年二二町↓二六年五五町、玉葱も同様に一町↓六三町であり、<sup>(14)</sup>独り突進的に伸長した。Ⅰに比べ不利な市場条件に制約された蔬菜生産のあり方と考えられる。

資本主義浸透による農業展開の一つのあり様が蔬菜等の商品作物の生産増加とすれば、Ⅲ以下の各地帯はこの面で後進的であり、Ⅴの出石郡にいたっては停滞的でさえあった。まずその蔬菜生産はⅠⅡに比べ自給的性格の濃いものであった。どの郡でもほぼ根菜類(ダイコンが圧倒的に多い)が最も多く、また後出表6に示したように出石郡のある部落では蔬菜の販売比率は三〇％を切る状況である。そればかりではなく、城崎・出石郡等の但馬地方では、「積雪

図2 麦・麦作の生産力



出典：反収は『兵庫県統計書』（各年），労働日数は兵庫県内務部農務課『1928年稲麦作経済調査』。

- 注) 1. 米反収は1926~31年，麦反収は1922~25年の単純平均。  
 2. 麦の労働日数については，三原・有馬・美斐・加東・多可・津名・佐用・宍粟諸郡は裸麦，多紀・城崎・出石・養父・美方の諸郡は大麦，他は小麦のものをとった。

期に入ると蔬菜の欠乏を来し、山陽方面から供給を受けねばならず、毎年その期には蔬菜の価が高騰する<sup>(15)</sup>構造にあった。蔬菜をめぐる同地方の貨幣経済化は、生産ではなくむしろ消費を通して進展したのである。アワ・ヒユ・キビ等の雑穀類、イモ類等の畑作物の比重の大きさが、兵庫県農業のなかでの但馬農業の特徴であった。

## 2 生産力段階とその規定要因

農業展開への資本主義のもう一つの作用は、生産力発展の助長である。県内各郡の稲・麦作の生産力段階にも、充分明瞭とはいえないが確かにこの一般法則が貫徹していた(図2)。まず稲作に関しては、各地帯内で郡相互の差異を残しつつも総じて、I↓Vの地帯的序列が看取される。IⅡⅢ高位生産力地帯、VⅣ低生産力地帯、そしてⅢⅣⅡ中間地帯との区分が可能であろう。なお表示しないが、IⅣⅢは明治末に生産力の大幅な発展があり、以降は比較的停滞的に推移するのに対し、Vは戦前期を通して段階的に生産力が発展し、日中戦争期には他の地帯が概ね反収を減らしている中で、さらに反収を増大させ、結果として地帯差はほとんど消失した<sup>(16)</sup>。また麦作についても、Ⅳの多紀・津名郡がトップにある他は、稲作と同様の地帯位置関係にあったといえる。大略、IⅡは小麦、Ⅲは裸麦、Vは大麦がそれぞれ多く、照応して麦の商品化率にも地域的差異があった。Vでは、商品化率の高い佐用・宍粟・朝来の諸郡でも四〇%台であるが、IⅡの諸郡はほとんど七〇%前後の水準にあった<sup>(17)</sup>。

同時に注目すべき点は、稲作と麦作の生産力構成の相違である。前者は、反当り収量と労働日数がほぼ逆比例の関係にある。別言すれば「土地生産力と労働生産力の並行的発展」であった。麦作の場合、収量格差は明瞭であるものの労働日の差は見出しがたい。米と麦の商品性の違いに起因する問題であろう。

この背後にある条件は何か。稲作に限定して検討を加える。機械・改良農具の普及と、施肥量とくに金肥投下額

表5 稲作生産力の要因

(単位: %, 台, 円, 貫)

		機械化の水準		改良農具 の戸当 り台数	反当り肥料投下額		水稻奨励品種の作付反別割合	
		原動機	農機具		金 肥	自給肥料	合計	上位三位の品種と割合
I	武 庫	1.4	2.7	2.0	7.90	224	66.1	A52, B10, SYII 1
II	川 辺	2.5	3.1	2.2	11.43	137	60.8	A48, B8, D1
	明 石	1.1	1.7	3.0	6.98	123	60.9	A27, N10, B10
	加 古	1.5	3.0	3.9	15.61	130	74.7	A44, N23, D2
	印 南	1.0	1.7	3.4	7.40	100	64.9	A43, N20, D1
	飾 磨	1.5	2.4	2.0	10.62	302	71.1	A58, B7, STI2
	揖 保	2.1	3.5	2.0	9.90	510	56.3	A41, B6, D4
	赤 穂	0.7	0.7	2.3	6.10	123	62.8	A27, B15, SJI8
	三 原	2.6	5.1	?	7.38	202	68.1	A47, D11, SJI8
III	有 馬	2.1	2.8	3.5	6.86	122	51.2	B43, A3, STI1
	美 囊	3.4	5.9	3.3	9.52	164	62.6	B42, SYI7, SYII6
	加 東	2.3	5.0	3.1	10.15	195	84.1	B29, SYII25, SYII5
	多 可	1.0	1.7	1.5	8.95	210	75.3	SYI25, B22, SYIII8
	加 西	1.2	2.0	2.4	10.00	241	56.9	B20, SYII16, A9
	神 崎	0.8	1.5	3.0	10.15	144	46.9	A16, B12, STI7
IV	多 紀	1.2	0.7	2.2	6.03	209	48.3	A27, B9, SYII3
	津 名	1.0	2.4	1.3	8.35	333	77.9	A57, SJI14, D6
V	佐 用	0.4	0.6	?	1.97	232	30.5	B12, SYII5, T5
	安 粟	0.5	0.9	2.1	2.75	198	37.9	B9, G6, Y5
	城 崎	0.5	0.9	1.5	2.36	94	38.1	G20, B4, Y4
	出 石	0.7	1.1	1.7	2.78	227	34.9	G14, STI4, B3
	養 父	0.3	0.5	1.7	2.00	111	30.0	T7, Y6, G6
	朝 来	0.7	1.1	2.5	3.70	199	33.1	Y10, B7, SYI5
	美 方	0.1	0.2	1.3	0.92	138	13.6	G5, Y3, T2
	氷 上	1.3	1.9	1.5	3.84	167	57.1	K11, B11, Y10
県 平均		1.3	2.2	2.2			58.2	A25, B12, SYII4

出典：農業機械・改良農具・自給肥料については兵庫県内務部『農事改良奨励成績』1928年、金肥は『1922年兵庫県肥料統計』、奨励品種の作付割合は兵庫県穀物検査所『1930年水稻品種別作付反別調』。

- 注) 1. 「機械化の水準」は各々の対農家戸数比。なお「原動機」は石油発動機と電動機、「農機具」は動力農具の、稲扱・初摺・麦摺・大豆粉碎機と灌溉用唧筒・製縄機・縄仕上機の合計。また「改良農具」は廻転稲扱機・俵締機・廻転除草機・製筵機の合計。
2. A朝日, B弁慶, N名倉穂, D道海神力, SYI 新山田穂一号, SYII 新山田穂二号, SJI 新神力一号, STI 新東京一本一号, T但馬強力, G銀坊主, Y保村八号。



の違いが、Vの生産力低位の一要因であることは、表5に明白である。ここでは、それらとともに重要な生産力要因である品種の問題に注目しておきたい。施肥量が量的差異にとどまるのに対し、品種の問題は一方で施肥量も規定するさらに深部の条件であると同時に、それだけに各地帯の多様な農業的特質を映し出す要因でもあるからである。なお、苗代改良、正条植、塩水選等の稲作技術に関しては、この時点になると地帯差はほとんど消失していた。

まず県奨励品種の三〇年度作付割合をみると、ⅠⅡはさすがに高く、ほとんどの郡が六〇%を超え、加古・飾磨両郡にいたっては七〇%をも上回る。対しVの各郡は、氷上郡を除き三〇%台である。Ⅲは、有馬・神崎両郡のように五〇%前後のやや低めのところもあるが、一方加東郡が八四%、多可郡が七五%であるなど総じて、ⅠⅡに比べても見劣りしなかった。

奨励品種の拡大は農会ルートを通じて品種の統一事業と同時進行で進められた。それは明治末に開始され一九二〇年代に入り加速した。指摘するまでもなく、品種の不統一は、採種・貯蔵・苗代・施肥の各作業過程で品種ごとの扱いが必要となるため労働の多投を強いる。また商品としての、不統一による価格面への影響も大きい。労働生産力を高め商品性を向上させるには、品種の統一は不可欠であった。各地帯の品種の集中度をみると、ⅠⅡの進展が顕著である。続いてⅢと、Ⅳの津名郡も高いが、奨励品種が少ないVは、当然のことに依然栽培品種は集中度が低く分散的であった。

各地帯の稲作展開のあり方はその栽培品種の中身に示される。まずⅠⅡⅣについては、どの郡も朝日がほぼ圧倒的にトップであり、次いで名倉穂・新神力一号等が多い。朝日は、多肥によって倒伏し病虫害もおこしやすい神力系統の品種と異なり、多肥適合的で品質も優良な、小粒の晩稲多収品種であった。この多肥適合性は、特にⅠⅡの農業展

開にとつて重要な意味を有したといえる。蔬菜と並作となると多肥化のがれえないので、商業的農業の展開は一方で米作に對しいやがうえにも耐肥性の強い品種を要求することになるからである。武庫郡の例でも、朝日が急速に拡がるのは、蔬菜作の飛躍的拡大期たる二〇年代であった。逆にいうと、現実がどうであつたかは別として、ⅠⅡの、稲作生産力を極力維持しての、蔬菜栽培の増大もこうした稲作における品種の統一と改善で可能になつた、といえる。

なお、Ⅰの地帯性に関わつて、武庫郡ではすでに「商工業の急激なる発展に比し農業は甚だ振はざるを以て奨励上極めて困難の境地にあり」、「殊に近時農事生産費中の主要を占むる労賃の著しく騰貴せる為米麦作は其の改良の実甚だ揚り難く、漸く蔬菜園芸に於て都市近接地としての特種なる発達を見るを得たり」といふ状況に陥つていた点も付言しておく必要がある。

ところが、Ⅲでは全く様子が異なり、弁慶・新山田穂一号・同二号といつた大粒米が多い。これらは酒米の品種であり、中稲種で朝日に比べ倒伏しやすい性質がある。収量より品質重視の稲作展開であつた。Ⅲのある郡では、酒米用として弁慶等が栽培される他で、「食用及（酒米以外の——著者）販売米としては改良大場、東京一本及朝日穂の如き小粒系統の多収なるものを二三割迄栽培して増収を図<sup>19</sup>」るといふ關係がみられたのである。この地帯の、酒米として米を生産し販売するという地帯的特徴は、流通過程も含め農業構造全体を独自の形に打出しており、後で改めて述べることにする。

Vは、また他の四地帯と異なり、地域の自然的条件にあり、銀坊主・但馬強力・保村八号・道海神力等の耐寒性（作季の晩化に應對した）に優れた品種が選択されていた。

### 三 商品化の形態

これまでは、商業的農業の展開や生産力の発展などいずれも資本主義の浸透と照応する農業展開の側面をみてきた。しかし、すぐれて地帯個性的な稲の品種選択のあり方にも一定示唆されているように、資本主義と農業展開は必ずしも一義的な対応関係にあるわけではない（地帯構成の根拠）。

本章では、農業展開が、究極で資本主義に制約されるとしても具体的には極めて地帯個性的な様相をとっていたことを明らかにする。対象は農産物の「商品化の形態」である。といえば直ちに、「農民的小商品生産の発展」という、栗原百寿氏の提起以来、近代農業史で歴史の起動力としてキー概念的位置を与えられてきた言葉が念頭に浮ぶ。

この概念については馴染が深い割に、そしていくつかの階梯と形態があると思われるにもかかわらず、中身の分析は必ずしも進んでいない。近年森武麿氏らが強調されている「協同主義」の問題も、肝心の、組織化の対象である「農民的小商品生産」それ自体の中身がまだ十分に明確でないことは否定できない。<sup>(20)</sup> 具体性のない、「上からの組織化」論に終る所以である。次章と併せて、農民的小商品生産の一樣、一義的でないことを検討しつつ「上からの組織化」ではなく、まさしくその「下から」組織化につながるしくみと論理を別決することも、同時に課題となる。

#### 1 農民的小商品生産の類型性

さて、表6に三つの地域の商品化率を示した。AはⅡの印南郡上荘村、BはⅣの津名郡中川原村中川原部落、CはⅤの出石郡小坂村長砂部落である。労働市場基準の地域区分ではAは都市的労働市場拡大地域、Bは同周辺地域Ⅱ、Cは農村的労働市場支配地域にそれぞれ入り、一応、C↓B↓Aの順に資本主義の浸透度は増すとみなしうる。まず

表6 商品生産の地帯差

(単価：円，%)

	印南郡上荘村			津名郡中川原村中川原部落			出石郡小坂村長砂部落			
	収入	同左割合	商品化率	収入	同左割合	商品化率	収入	同左割合	商品化率	
米	103,103	68.2	58.8	5,607	64.5	58.7	2,503	19.5	20.8	
大 麦	—	—	—	—	—	—	20 <sup>(2)</sup>	0.1	4.1	
大 裸 麦	6,696	4.4	49.9	262	3.0	38.7				
小 麦	31,505 <sup>(1)</sup>	20.8	99.7							
蔬 菜	1,790 <sup>(1)</sup>	1.2	701	701	8.1	81.9	272	2.4	29.9	
果 樹			107	107	1.2					
養 蚕			269	269	3.1			6,334	49.3	92.9
畜 養			1,206	1,206	13.9			1,555	12.2	59.5
その他	鶏卵 8,103	5.4	加工 456	加工 456	5.2		杞柳 482	4.2	100	
			山林 62	山林 62	0.7		桑 135	1.2	3.1	
			その他 26	その他 26	0.3		加工 121	1.1	25.2	
							山林 94	0.8	16.8	
合 計	151,199	100.0	63.7	8,697	100.0	51.6	11,531	100.0	38.7	

出典：上荘村は帝国農会『優良農村計画事例（第一輯）』1933年，中川原部落は兵庫  
県農会『部落協同農業経営改善調査成績』1933年，長砂部落は同農会『1931  
年度部落農会事業調査』。

注) 1. 商品化率の空欄は不詳。

2. (1)の内訳は、スイカ1,120円とダイコン670円。(2)は単に「麦」と記されてい  
るが、主として大麦と推察される。

全体の商品化率は確かにこれと照応している。作目別にみても、米の場合、A Bでは商品化率六〇%弱におよぶが、Cは約二一%と大方飯米であった。そればかりか、Aでは一方米の購入が金額ベースで生産額の五・七%におよぶ割合でみられた。飯米部分まで販売に振り向け、その不足分はおそらく質の劣る米を充てる構造であった。蔬菜も、前述のようにCでは商品化率はほぼ三〇%にしかならず、大半が自家消費用である。A Bは不詳であるが、例えばAにおける作物構成と収入規模から蔬菜の商品性が高いことは十分に推測できる。三地域の商品化率の差を決定づけたもう一つの要因は、生産構造にもあった。即ち、米麦二毛作地帯のAで

は、麦の収入は小麦と裸麦を併せて全体の二五％におよぶが、前者は大方が、また後者も半分は販売用であった。Bの場合、両者の販売比率はそれよりやや低めであるが、いかんせん麦とりわけ小麦の栽培が少ないため全体の商品化率を引き下げる結果になっている。Cでは麦の収入は無視しうるものであった。

以上のことはしかし、商品生産と資本主義の關係が正則的であることを必ずしも意味しない。現に、Cでは養蚕収入が全体の半分を占めるが、もとよりこれはほぼ完全な商品生産であった。そればかりか、畜産も一二％の収入をあげる部門であったが、それも販売目的の、和牛の小牛生産が中心である。ABに対比してCは、全体の商品化率が低かったとしても、そこから直ちに商品生産の展開がたち遅れていたと結論することはできない。

## 2 酒米地帯

この点を念頭において、これからⅢについてやや立ち入った検討を加えることにする。Ⅲの六郡の構成は、都市的労働市場周辺地域Ⅰが一郡（神崎郡）、同Ⅱが四郡（美囊・加東・多可・加西郡）そして有馬郡が農村的労働市場支配地域であり、総じてⅡに比べ労働市場の展開は明らかに狭小であった。それゆえにまた前述のように蔬菜等の商業的農業もわい小な展開しか示していない。ところで、「灘五郷」として著名な清酒醸造産地をかかえる兵庫県は、戦前期を通して全国の清酒醸造高のほぼ一割を産する酒造県でもあった。酒造業はその原料として大量の酒米を必要とするが、Ⅲは、県内の一大産地である「灘五郷」の主要な酒米供給地であり、その故に稲作の生産と流通の両面で独特の形態を現出せしめていた。<sup>(21)</sup>この地帯は、地理的には瀬戸内沿岸のⅠの諸郡に隣接する山がちの地域である一方、丹波や但馬地方よりは「灘五郷」に近い位置にあった。酒米は昼夜の温度差が大きい山間地が生産に適する。またしかし、酒造業は、一般に酒米購入費が運転資金の六割にもおよぶ状況にあるために、業者にとっては酒米価格を低く

抑えることが死活にかかわり輸送費等は最小限に切り詰めねばならないという事情もあつた。酒米供給地の立地が限定されざるをえない理由である。

その地帯的特徴(表7)は第一に、生産検査受検高が、有馬・美囊・加東三郡で七〇%を超えるなど高い割合を示していること。飯米以外生産検査を義務づけられていたので、これは米の商品性の高さを意味する。関連して第二に、移出検査割合も極めて高い。同検査は郡境を越え搬出される米の検査であり、その多寡は市場の問題に関連する。第三に、当然のことながら酒米比率が高い。美囊・加東の両郡では収穫高に対する酒米比は実に半分近くにも達した。第四に、Ⅲの酒米は大方大粒米であつた点である。県内他地域の場合、酒米でも大粒米と小粒米の平均比率はほぼ半々であつた。第五に、生産検査結果が非常に良い。それはことに酒米用の大粒米で顕著であつた。

Ⅲの多くの地方では、灘地方の酒造資本と「村米制度」<sup>(22)</sup>といわれる一種の特約取引を行つていた。部落単位で特定の酒造家と契約を結び、酒米は全量取引で購入してもらうという仕組みである。これによって酒米生産者は得意先を、また酒造家は良質の酒米をそれぞれ安定的に確保することができた。Ⅲの酒米売却先が県内つまり灘地方に集中していた点が表8にも明示されている。この点、相対的に少量であつたにもかかわらず売却先はかなりの部分県外市場に求めざるをえなかつた、Ⅲ以外の酒米生産地と対照的であつた。この村米制度がⅢにおける酒米生産に规定的意味をもつたが、その被規定面として差し当つて次の点が指摘できる。まず、特約取引と表裏の関係であるが、酒米の共同販売が進展していたこと。しかも、共同販売の方式について、美囊・加東・多可郡等では「出荷当時価格は契約せず他郡等一般取引終了後他郡一等米価格より何円高として精算す」る「後値販売」<sup>(23)</sup>が少なからざる比率でみられたことにも同時に注目しておきたい。時期によつて変化するが、二〇年代まではおそらく部落農会が中心的な販売単位であ

表7 酒米地帯の地帯性 (1) (単位：俵, %)

		有馬	美濃	加東	多可	加西	神崎	その他計	
収穫高		224,065	220,140	276,115	167,453	203,095	270,068	4,127,556	
構成	生産検査	70.2	71.9	73.1	55.3	68.1	61.5	58.7	
	移出検査	65.4	48.0	57.7	48.0	29.1	24.9	20.8	
生産検査結果	大粒		91.7	90.4	87.2	95.5	73.2	42.3	20.5
	構成	甲	58.3	58.6	46.5	71.3	8.7	16.7	18.8
		乙	40.1	40.4	51.8	27.5	79.5	66.9	61.5
		丙	1.5	0.9	1.8	1.1	11.3	14.7	16.9
		不合格	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	1.7	1.6
	小粒		8.3	9.6	12.8	4.5	26.8	57.7	79.5
	構成	甲	30.1	21.6	24.2	38.7	3.5	10.2	18.1
		乙	56.5	74.0	73.5	55.2	87.9	70.8	63.0
		丙	12.3	3.8	2.3	5.5	7.8	16.5	14.6
		不合格	1.1	0.6	—	0.7	0.8	2.4	2.2
構成	酒米	37.7	47.7	48.1	43.8	28.1	22.9	12.9	
	うち大粒米	100	97.1	92.9	100	83.9	78.3	55.9	

出典：兵庫県穀物検査所『1926年兵庫県穀物検査成績報告』より作成。

表8 酒米地帯の地帯性 (2) (単位：%)

	県内販売 比率	共同販売の比率		農事改良の状況	
		総額	うち「後値販売」比率	塩水選	正条植
有馬	97.4	66.9	15.0	68.4	9.6*
美濃	97.8	66.7	57.1	67.6	87.5
加東	78.4	70.9	27.6	73.1	100
多可	76.7	84.1	48.6	93.9	94.8
加西	90.6	34.6	17.2	96.3	100
神崎	77.9	36.7	—	73.0	92.7
その他合計	72.2	41.7	5.0	64.9	47.7

出典：県内販売比率と共同販売の比率は表7に同じ、農事改良の状況は『1913年兵庫県統計書』

注) \*は疑問だが、そのままにした。

り続けた。また一方、安定的な市場確保の見返りとして生産者は不断に酒米の質的改善に努めねばならなかった。一九〇八年の県米穀検査施行が重要な契機となつて、村米産地では部落農会中心に、品種の統一、俵装改良、乾燥調整、肥培管理等技術面での改良とともに「俵米品評会」「甑米品評会」等による生産者の動員など、その気運は大いに昂まつていく。明治末における塩水選や正条植の高い実施状況(表8)がその一端を示すが、その集中的表現が上述の米穀検査結果に他ならなかった。なお、村米制度の起源については確言しえないが、美濃郡では一八九〇年代初めにはすでに各所で改良米の共同販売が始まつていたとされる。<sup>24)</sup>

米穀検査高受検率つまり商品生産の「高度」な展開は、次のような事情もその背後にあつた(表9)。多可郡黒田庄村では、三〇年代に産業組合の米販売事業が本格化するが、その販売高は収穫高の三〇%を超え、年によつては五〇%近くにまでおよぶような状況であつた。産業組合による共販は三五年には村の全販売高の約九〇%に達し、特約販売(村米販売)と随時販売(バラ売販売)の二つの形態があつた。中心となる前者は、部落農会を集荷・販売単位とするもので「大量販売への転換にあつても従来からの部落単位の販売方式」<sup>25)</sup>が踏襲されていた。なお本村の村米販売高は一九二〇年頃には収穫高の二五%前後であつた。こうした米販売の一方、黒田庄村では米の購入も大がかりである。産業組合の取扱高だけをみても、三〇年代には収穫高の二〇%前後にもおよぶほどであつた。総じて耕作規模が零細で小作分解も激しかつた<sup>26)</sup>という村の構造要因もいくらかは関わりがあつたかもしれないが、むしろ、酒米地帯としての地帯性に起因する面がはるかに根源的であつた。即ち、産業組合から各農家への米売却価格と酒米の庭先価格を比較すると恒常的に後者が高く、その差は二〇年代後半では後者の一割強にもおよんだ。飯米購入可能範囲の究極まで米販売を推し進める行動原理がここから派生する。そしてそうした米の経済循環はまた一方で農民層の産業



表9 酒米生産の経済事情

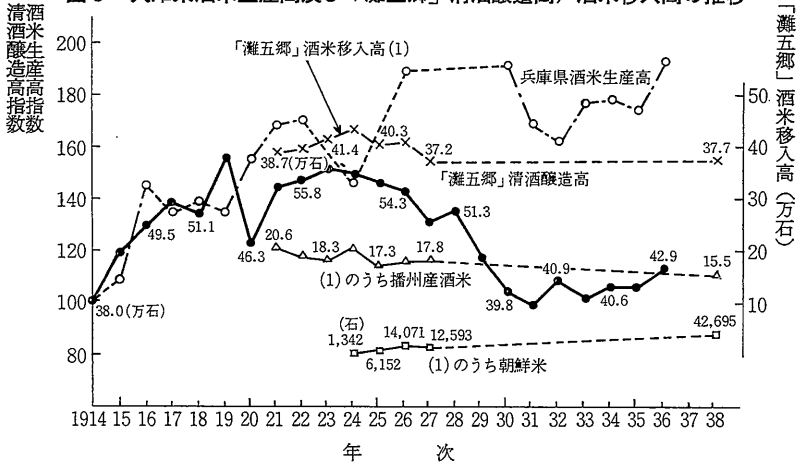
(単位: 石, 円)

	黒田庄村産業組合(A)		全 村 米 収 穫 高	多 可 郡		(A)の購買 事業米売 却価格	黒田庄村 酒米農家 庭先価格
	販売事業 実績	購買事業 実績		酒 造 米 価 格	普 通 売 買 価 格		
1914				12.70	12.35		
15				16.15	14.46		
16				17.64	16.77		
17				25.30	24.50		
18	2,685*		10,022				
19	2,548*		11,068	57.30	56.80		
20	2,687*		11,064				
21	2,436*	118	9,034	49.70	48.50		
22		177					
23		54					
24		401		46.25	44.50	43.82	49.46
25		303				44.43	40.81
26		445		41.75	39.25	38.36	42.17
27		649				37.63	33.03
28		453				31.88	32.41
29	64	1,004	10,473			30.41	31.00
30	1,368	859		20.10	18.90	27.18	20.38
31	2,485	1,047	9,740	22.24	20.59	18.23	20.59
32	2,634	1,918	10,767	26.08	23.33	21.09	27.11
33	4,493	1,929	10,913	24.39	22.80	22.02	24.03
34	4,716	1,907	10,484	31.57	30.43	25.55	31.83
35	3,952	1,930	10,137	33.86	31.82	29.97	
36	5,189	2,667	10,887	31.84	30.78	31.67	32.85

出典: 桂明宏「戦間期近畿先進地域における農民的小商品生産の発展類型に関する一考察」(京都大学農学部農学研究科修士論文, 未公開)より作成。多可郡酒造米価格・普通売買価格は各年『兵庫県穀物検査成績報告』, 黒田庄村酒米農家庭先価格は大門区農会「産米共同販売算用帳」(各年), 村米の販売高は黒田庄村農会「会務状況報告」(各年), 他は各年「黒田庄村産業組合事業報告書」。

注) \*は村米の販売高。

図3 兵庫県酒米生産高及び「灘五郷」清酒醸造高、酒米移入高の推移



出典：前掲，柱論文より作成。兵庫県酒米生産高は，各年『兵庫県穀物検査成績報告』及び『兵庫県米穀検査満十五年記念誌』，「灘五郷」清酒醸造高は□『灘五郷』（1963年），「灘五郷」酒米移入高は，兵庫県内務部『清酒ニ関スル調査』1928年，兵庫県農会『兵庫県の酒米』1939年。

組合への組織化を促す条件になったことも明白であろう。

Ⅲにおける酒米生産が構造的に灘地方の業況に制約されるをえなかったことは指摘するまでもない。「灘六郷」の清酒醸造高の推移をみると(図3)、まず第一次大戦後に四五万石前後から五五万石前後水準へと飛躍的な増大をみている。酒米生産も当然これに照合して増大するが、需要側の条件として、量的変化とともにその中で価格面での酒米の有利化が生じていることに注目すべきである。表9には多可郡における酒米価格と、酒米を当用米として売却した際の価格も示したが、第一次大戦前では五〇銭前後でしなかったその差が二〇年代には一円五〇銭前後にまで拡大した。前述のように酒米用の品種は肥培管理が困難で、しかも稲の倒伏が起りやすいため収量が少ない上に不安定であるという性質をもつ。取引先の安定的確保とともに価格面での有利さが生産者には必要であったわけだが、二〇年代の酒造業前進過程のなかでこの点もひとまず実現されることとなった。しかしながら、酒米地帯にとって有利な

条件は長続きしなかった。二〇年代末とくに昭和恐慌とともに「灘六郷」の醸造高は一挙に四〇万石前後の水準に低落し、以降も回復することもなく低迷を続けた（前述したⅢの諸特徴は二六年という最も有利な条件下のものであった）。一方、醸造技術の改良による酒米範囲の拡大（小粒米も部分的に利用可能となった）や輸送手段の進歩によって酒米供給地も広域化した。三八年には朝鮮米が一一・四％も「灘六郷」の酒米に入るまでに至っている。こうした中で酒米地帯は産地間競争を強める一方、県外も含めての新たな市場開拓を余儀なくされた。市場関係のこの変化は、また内において酒米の販売形態の再編を促さずにはおかない。黒田庄村でみた、産業組合の共販への転換もその一環として理解されるであろう。酒米地帯は、酒造業の業況悪化にもかかわらずこうしてなんとか生産量は低下させずに済んだのであった。

#### 四 農業経営の構造

以上の農業生産とその商品化は農業経営をいかなる構造にうち出したか、この点が次に考察されねばならない。差し当って小作経営の自立化、自・小作間の経営構造・経済水準格差および年間の労働配分Ⅱ家族労働力の燃焼度の三側面から検討するが、農業生産とその商品化のこれらとりわけ前二者に対する規定性それ自体については一般理論レベルでは周知であり、いまさらあえて検討する必要のないテーマであるかもしれない。私の問題関心は、規定性そのものを検証することではむろんなく、兵庫県という具体的地域また二〇年代後半という特定の時期において、その規定性がいかなる段階と形態にあったかを、地帯比較を通して明らかにすることにあり、農業生産とその商品化というやや無限定的な捉え方に対し、問題を農業経営の次元におろし質的な限定を与えることが狙いである。

1 小作経営成立の可能性

表10は、一九二八年における小作経営の反当り収入と生産費を県下全郡にわたり地帯別にみたものである。IVVのように裏作の少ない地帯についても一応、二毛作田のそれを示してある。一瞥して、IⅡとVを対極にする地帯間の差異が明瞭である。Vでは農業日雇賃金を実現し小作料を支払うと、ほとどの郡も不足が生じる構造であった。しかも不足額は決して少なくなく四郡で一〇円を超える。裏返していうと、小作料の支払いは農業日雇賃金相当の自家労働報酬を犠牲にしてやっと可能となる。これは、この地帯の、自家労働に対する価値意識化の欠如を意味した。対照的にⅡでは、八郡のうち五郡で剰余があり、また加古郡を除き不足も少額にとどまる。ここでは基本的に、小作料を支払っても、農業日雇賃金相当の自家労賃は実現されているのである。Iの武庫郡は麦の調査が欠落しているが、米のみで剰余をだしていることからしても、少なくとも、Ⅱより脆弱な経営基盤であったとは考えられない。ⅢⅣの各郡は、剰余をだす郡とそうでない郡が半々であり、Ⅱに比べ経営基盤の脆弱さが暗示されている。

以上の点は二様の意味をもつ。まず、IⅡの諸郡は、赤穂郡以外二〇年代に小作争議が多発した地域であった(図1参照)。争議の要求基準が農業日雇賃金に限界づけられていることは、以前に明らかにしたが、争議多発地域では実際、このようにVが形成され実現されてもいた。協調体制への移行の下で争議が終熄していかざるをえない経済的基礎がこれであった。さらにそのことはまた一方で、農業経営の変化としては純小作の成立の可能性も示す。事実、経営規模一〜二町の中農層の耕地構成をみると、I↓Vの段階序列は明白である(表11)。IⅡでは地帯的特徴としてまぎれもなく小作地の割合が高い。土地所有と耕作の分離という農業構造の近代的進化とその下での小作層の経営的前進は、これらの地帯でより典型的に進行していたのであった。

表10 小作地1反当りの収支構成

(単位：円)

	米					麦					収		支	
	収入 (A)	支		出 (B)	(A)-(B) =(C)	収入 (A)	支		出 (B)	(A)-(B) =(C)	(C)+(C) =(D)	小作料 (E)	(D)-(E)	
		栽培費	労				栽培費	労						
I 武庫	97.30	15.45		42.26	39.59							35.67		
II 川明加印柳掛赤三	94.63	18.93		38.91	36.79	37.80	14.22		19.28	4.30	41.09	39.57	1.52	
	17.45	17.45		32.57	34.94	41.48	23.45		20.21	2.18	32.76	34.80	-2.04	
	87.95	16.73		40.72	30.50	36.43	20.94		23.40	7.91	22.59	32.71	-10.12	
	92.32	18.70		23.88	34.74	36.28	14.60		18.19	3.49	38.23	38.19	0.04	
III 有美加多加神	86.44	22.84		33.94	39.66	46.66	19.29		20.12	7.25	46.91	39.34	7.57	
	84.48	22.11		28.91	33.46	45.01	17.27		18.88	8.86	42.32	43.67	-1.35	
	83.90	16.47		28.91	38.52	41.60	16.59		20.80	4.21	42.73	41.13	1.60	
	85.31	15.37		28.02	41.92	52.53	21.24		22.31	8.98	50.90	37.58	13.32	
IV 多津	80.47	18.55		37.09	24.83	32.23	15.90		22.14	5.81	31.28	34.81	3.53	
	95.83	16.39		33.63	45.81	34.86	22.82		22.10	10.06	35.75	46.50	-10.75	
	89.53	18.72		30.33	40.48	25.43	9.28		16.02	13	40.61	43.15	-2.54	
	90.76	15.15		26.06	49.55	32.66	14.78		14.90	2.98	52.53	46.70	5.83	
V 佐安城出穂勸米	82.86	15.77		24.40	42.69	40.60	16.85		17.72	6.03	48.72	39.87	8.85	
	103.64	21.68		31.47	50.49	42.79	20.05		18.22	4.32	53.01	42.44	12.57	
	72.24	14.24		28.19	29.81	26.92	16.02		23.68	10.11	19.70	31.66	-11.96	
	108.93	16.12		32.20	60.61	55.44	23.68		28.51	3.25	63.86	58.84	5.02	
V 用粟崎石父米方上	93.48	15.30		29.41	48.77	27.56	22.48		14.10	9.02	39.75	45.96	6.21	
	89.64	15.25		31.80	42.59	28.22	19.66		25.46	16.90	42.52	42.52	-	
	77.18	14.97		29.41	29.41	22.53	14.64		22.55	14.66	14.75	35.41	-20.63	
	62.01	9.35		30.62	22.04	32.00	13.70		27.62	19.32	2.72	27.08	24.36	
V 佐安城出穂勸米	84.81	11.37		37.36	36.08	32.15	12.88		26.55	7.28	28.80	40.96	12.16	
	79.01	11.33		31.81	35.67	39.01	17.40		19.83	1.78	37.45	36.39	1.06	
	13.15	13.15		27.74	27.74	32.71	14.26		17.03	1.42	37.38	33.25	4.13	
	69.85	16.06		27.29	42.86	28.37	15.21		26.87	13.71	29.15	38.05	8.90	

出典：兵庫県内務部農務課『1928年稲麦作経済調査』より作成。

注：1. 麦の○印は大麥，△印は裸麥，他は小麦。  
2. 空欄は原典に記入もれのもの。

表11 耕地構成・小作料・農業賃金

(単位：％，円)

		耕作規模1～2 町農家の小作地 面積割合	小 作 料		農 業 日 雇 賃 金
			額	率	
I	武 庫	52.8	1.20	41.8	2.19
II	川 辺	52.8	1.32	46.3	2.10
	明 石	44.3	1.20	47.0	1.77
	加 古	55.7	1.13	43.2	1.71
	印 南	49.7	1.34	44.7	1.80
	飾 磨	50.5	1.38	50.1	1.56
	揖 保	40.6	1.53	56.2	1.46
	赤 穂	50.0	1.38	56.4	1.48
	三 原	35.8	1.32	48.9	1.28
III	有 馬	45.6	1.10	50.4	1.46
	美 壱	39.9	1.38	53.5	1.42
	加 東	41.6	1.39	56.5	1.45
	多 可	40.5	1.45	60.2	1.41
	加 西	34.9	1.28	56.2	1.39
	神 崎	49.7	1.34	49.7	1.63
IV	多 紀	36.0	1.16	49.1	1.32
	津 名	33.9	1.92	65.2	1.35
V	佐 用	29.2	1.56	59.1	1.20
	宍 粟	23.5	1.39	56.6	1.27
	城 崎	36.8	1.31	50.9	1.57
	出 石	45.2	1.03	48.2	1.56
	養 父	25.6	1.46	53.1	1.75
	朝 来	41.1	1.29	51.2	1.55
	美 方	33.8	1.26	54.3	1.19
	氷 上	39.8	1.31	49.4	1.24
県 平 均	41.9	1.34	51.8	1.52	

出典：小作地面積割合は前掲『農家調査結果表』，他は表10に同じ。

地帯差の背後にある過程は次のようであった。第一に、争議状況を反映して、ⅠⅡでは高生産力の上に小作料率が低下していた。米の収入も全般的にⅠⅡはやはり多い。争議がⅤ実現の条件となったことは疑いを容れない。第二に、生産費については、ⅠⅡの、とくに都市的労働市場拡大地域の武庫・川辺・加古・印南郡等では労賃が四〇円前後の極めて高い水準にあった。これは、投下労働日数の減少にもかかわらずそれをさらに上回る農業日雇賃金の上昇があったからにはかならない。肥料を中心とする栽培費も、ⅡはⅢとともに多い。対しⅤの場合、まず労賃ではとくに際だって少ないということとはなかった。これは、佐用・宍粟郡等のように賃金水準は非常に低くても労働集約的であるか、また美方郡を除く但馬四郡のように労働日数は一応県内で平均的な水準にあっても賃金水準が比較的高いためであった(図2参照)。Ⅴの地帯性は、むしろ栽培費の少なさにあった。以上の結果第三に、米の反当り所得はむしろⅢがトップであり、ⅠⅡとⅤの差もよほど減殺されていた。

経営基盤の地帯差は、何よりも麦の収益性の差異にかかっていた。ⅠⅡは小麦、Ⅲは裸麦、Ⅴは大麦と中心となる麦の種類が地帯で異なる。収益性は麦の種類にも規定されていた。Ⅱは麦の所得が少なからざる額にのぼり、農業日雇賃金相当の自家労賃を実現し、ひいては純小作の成立の可能性を保障、下支えした。対しⅤでは、麦の収入は総じて生産費をかなり下回り、その故に二毛作化は自家労働を無償のものとして観念するしか実現の途はなかった。後述のように年間の労働配分を均等化し過剰労働力を多少とも解消する一つの手段として、麦の栽培は重要な意味をもった。しかるに、ⅤをはじめⅢⅣも麦の収益性が必ずしも高くはないというこの事情は、二毛作化がこれらの地帯では自然条件もさることながら、経済的にも、自家労働に対する価値意識化が進めば否応なく限界づけられることを意味していたのである。

## 2 自・小作間格差の地帯比較

蔬菜・果樹等の商業的農業は一般に、高収益のかわりに多肥多労による農業の集約化を促し農業経営のあり様にも多大のインパクトを与えずにおかない。前節の稲麦作小作地一反歩収支の検討は、小作層の、とくに借地拡大による経営前進過程とその根拠を明示せんとしたものであるが、ここでは農業経営のトータルな構造と農家経済総体としての収支構成が問題となる。経営の構造と経済の水準は、土地所有の問題にどう制約され、またその克服はいかなる条件の下でどの地点まで達成されたか。

幸い、兵庫県にはⅠⅡⅤの各地帯について、自・小作別に経営構造と経済状態を調べた農林省農家経済調査の原票が残されている(表12)。調査開始直後の一九二三年のものなので、対象農家は九戸とも上層に偏位した上に各階層一戸づつであり資料的不備は免れない。しかし考えてみるに、各階層の存在形態を全体として検討するいわゆる階層分析がここでの主題ではない。単に、前述の農業生産とその商品化による経営変動と経済の到達水準を見極めるということであれば、それらの変化は上層部分でより大きかったはずであるから、生産力を担う中心農家を対象にした当該調査のようなものの方が却って適当であるとさえいえる<sup>28)</sup>。のみならず、この調査では各地帯とも同一町村の農家が対象にされており、一応、同じ平面での階層比較が可能となっている。調査農家の耕作規模は、Ⅰが一町七反〜二町三反、Ⅱが一町三反〜一町七反、Ⅴが一町前後と地帯間に相当の開きがあるものの、地帯内では比較的近似的であった。この点も土地所有規模基準の階層差を地帯比較する上では好都合といえた。従来の全国一本の階層分析の限界を念頭において、ここでは地域論としての農業分析の深化を目指す。ちなみにこの資料では、階層間の無前提な横断的地帯比較はもとより無意味である。



表12 自・小作間格差の地帯比較

(単位：反，%，円)

	I (武庫郡大庄村)				II (明石郡伊川谷村)				V (養父郡高柳村)			
	自作	自小作	小作	自作	自小作	小作	自作	自小作	小作	自作	自小作	小作
耕 作 面 積 (A)	17.3	23.0	17.2	14.4	16.8	13.2	11.9	9.8	9.3			
うち 自作 田	17.3	15.0	—	14.4	8.5	—	11.9	5.6	—			
	11.8	14.4	8.3	13.9	14.3	13.0	7.1	4.5	5.8			
作 付 面 積 (B)	22.1	33.2	25.5	19.2	24.7	18.3	13.3	8.1	9.0			
うち 水 稲	12.0	9.8	11.0	14.7	9.2	12.0	7.1	4.5	5.8			
	5.1	4.2	2.0	3.7	8.5	3.8	2.6	2.5	2.7			
	5.0	19.2	12.5	0.9	7.0	2.5	3.6	1.2	0.5			
土 地 利 用 率 (B)/(A)	127	144	148	133	147	139	112	83	97			
農 業 現 金 収 入 (C)	1,999	4,011	2,034	2,943	1,662	856	1,590	853	648			
(C)/(A)	115	174	118	204	99	65	133	87	69			
商 品 化 率	57.8	72.3	48.1	71.7	48.5	37.2	48.5	37.4	40.9			
肥 料 費 率 (D)	237	315	330	127	148	49	67	29	77			
(D)/(A)	13.7	13.7	19.2	6.6	8.8	3.7	5.6	3.0	8.2			
家 計 費	657	1,529	1,273	1,783	642	238	833	479	349			
農 業 用 財 産	11,560	10,321	3,244	8,154	4,927	3,768	10,840	1,685	1,424			
うち 建物・土地改良設備	7,030	6,578	567	3,645	2,510	335	2,554	400	478			
そ の 他 の 財 産	6,743	10,996	3,128	5,559	3,159	1,359	2,452	1,291	667			
うち 家具・家財	3,110	2,915	1,157	1,395	2,345	1,079	2,452	1,291	667			
預金・有価証券等	3,633	8,081	1,971	4,164	814	280	—	—	—			

出典：兵庫県農会『1922年農家経済調査』より作成。

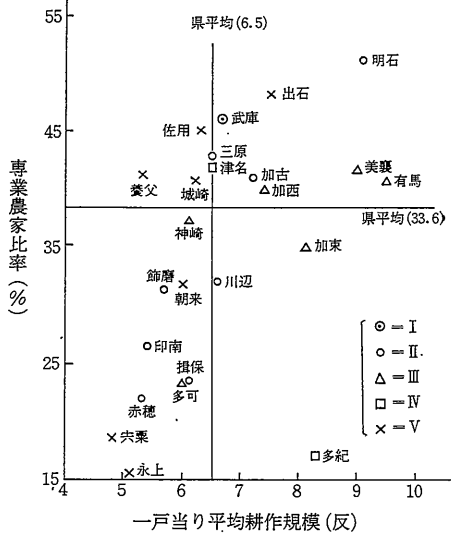
注) 財産は年度末のもの。負債及び未払金がいくつかの農家であったが省略した。

地帯間の農業収入の違いは一面で耕作規模の差異に照応していたことは否定できない。しかし同時に、むしろそれ以上に各地帯の地帯性がそこには色濃く凝縮していたのであった。即ち、まず土地利用率がⅠⅡとⅤの間で断層的な差異をもつ。前二者では一三〇〜一四〇％台であるが、とくにⅠの場合、先に述べたことと符合して、各農家とも蔬菜栽培を顕著に進展させた農家であった。以下、このⅠの「小作」に焦点をあて、表12から読み取りうることを指摘してみたい。

第一は商品化率の問題。Ⅰのそれは、「自小作」の七二％をトップに「自作」五八％、「小作」四八％と続いた。「自小作」の超絶性は、二町三反という耕作規模の大きさと、サツマイモ・ダイコンをはじめ蔬菜ののべ栽培面積が一町九反にもおよぶほどに積極的かつ高度に土地利用を図っていたことに起因した。かかる経営はⅠでもそれほど多くなかったであろうが、いずれにせよ、ここには商業的農業展開の一つの極限形態が示されていた。「小作」はまさしくそのミニタイプであった。Ⅰの「自作」の場合、蔬菜もほぼソラマメ単一の、しかも面積的にも「自小作」「小作」に比べ狭小、従って土地利用も低い農家がたまたま選ばれた。しかしそれにしても、一町七反所有の自作農家に對比して、耕作はほぼ同規模の小作農家が、商品化率の差を約一〇％にまで縮めていたのであった。見方を変える。この「小作」の商品化率四八％は、ちょうどⅡの「自小作」と同じであった。両者は耕作規模、土地利用率とも差はない。即ち、蔬菜導入の進度と深さの相違は、基本的に、八・五反におよぶ所有規模の差を相殺しうるぐらいの経営的意味を有したのであった。

第二に、Ⅰの「小作」の二千円を超える高い農業収入もその故、蔬菜栽培による農業の集約化と商品生産強化の所産であったことは改めて述べるまでもない。この「小作」の収入規模は実に、Ⅱの「自小作」を上回るのみならず、

図4 耕作規模と兼業化の関連



出典：兵庫県総務部調査課『農家調査結果表』(1939年)より作成。

水準は他の地帯よりかなり高い上に、階層間の格差もほとんど無視しうるほどであった。家計費の膨張は他の条件が変化しないとすれば兼業化を推し進めずにはおかない。ところが図4にみるように、Iの武庫郡では、その条件にもかかわらず、そして平均的耕作規模の割に専業農家比率は県内で非常に高いところにあった。これは兼業機会もむろん潤沢に存在する中でのことである。関連して、川辺・印南・飾磨・赤穂郡などIIの、都市的労働市場拡大地域で兼業化が顕著に進んでいたことにも併せて注目する必要がある。Iの地帯的特徴がここにもよく示されているが、蔬菜収入はここでは農民諸階層全般にわたって、経営内外の兼業化圧力を無圧化するまで経済水準を押し上げていたといふことに他ならない。

Iの「自作」さえ凌駕していた。蔬菜収入の増大は土地所有による収入格差を相対的に縮める。Iの「小作」の収入水準は、Iではすでに、少なくともそれに匹敵する農家の場合はおそらく、蔬菜収入が無所有による収入格差を十分に埋め合わせる地点にまで到達していたことを意味するものであろう。II Vでは対照的に、土地所有による収入格差はなお歴然としていたのである。

右の点はまた、次のような文脈のなかで理解される必要がある。都市近郊性の一側面として家計費の膨張があるが、現に、Iでは「小作」でも千円を超えるなどその

第三に、反当りの肥料投下額を生産手段集約化の指標とみるとき、その階層差はⅠではすでに存在しなかった。このことは上層農家に止らず、すでに全般的な動向でもあったと思われる。一例に、園田村猪名寺部落四四戸の一九二一年金肥反当り施肥高を所有階層別にみると、地主自作一〇円七三銭、自作・自小作一三円九三銭そして小自作・小作が一〇円八九銭であった。<sup>(29)</sup> 自作・自小作がやはり多いものの、小自作・小作がその差を三円そこそこまで縮めるとともに地主自作を凌駕していた点は、大きな変化といわねばならない。

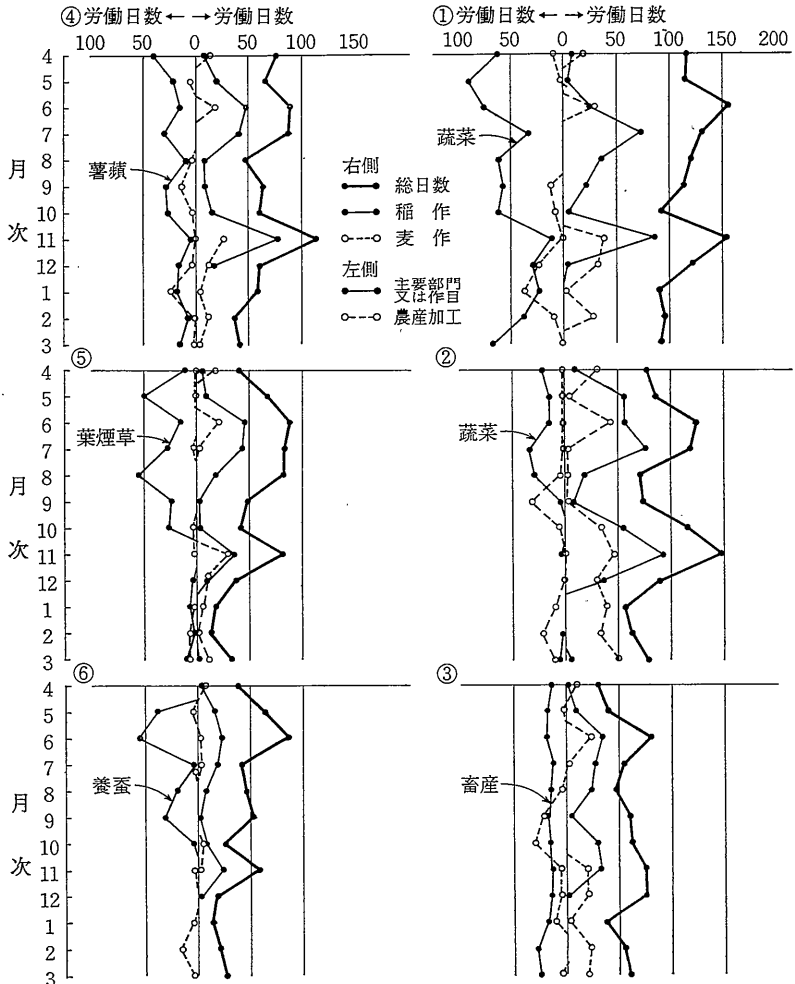
以上はある意味でフロアの面である。農村における農民層の社会政治的地位を決定する経済的条件としては、このフロアの面と同時にストックの面も無視しえない。資産の額でそれを見ると、Ⅰでもその階層差は明白である。即ち、まず農業用以外の財産では、「自小作」が一万円を超え「自作」を大きく引き離していたが、しかしその中身で家具・家財は両者逆転する一方、農業用財産になると、後者が若干ながらも上回っていた。とくに建物・土地改良設備においてなお無視しえない差がある。また、耕作と収入の規模で差のない「自作」と「小作」を対比しても、後者は農業用財産では二八%、農業用以外の財産では四六%の水準にしかまだ達していなかった。わけても建物・土地改良設備や家具・家財などの生活ストックでは隔絶した差異があった。

しかしそれにしても、自力更生エネルギーの強い地帯の特徴として、Ⅴのように、資産についてはいうにおよばず、農家の経済水準と経営構造総体においても所有序列が一貫していたことに改めて注意を促したい。<sup>(30)</sup> そしてそれはⅡでさえ依然、基本的に変わらないのであった。

### 3 労働配分の経営類型的差異

とりわけ小農経営の場合、自然を対象とする農業の特殊性ゆえに年間の労働配分の不均衡は、不可避ですらある。

図5 労働配分の経営類型的差異



出典：兵庫県農会『1927年農業経営事例』より作成。

注) 各農家の所在地は、①飾磨郡安室村、②美囊郡志染村、③加西郡賀茂村、④多紀郡城北村、⑤赤穂郡有年村、⑥出石郡小坂村である。

ここに労働力過剰の農業内的内実があり、歴史的に農業経営が危機に陥ったときあるいは農民層の貧困からの脱却が課題化したとき、真先に俎上にのせられてきたのが、この労働配分の不均衡、過剰労働力の問題であることは周知に属する。ここでは各地帯の農業生産の特徴を考慮して、作付品目によるいくつかの経営類型を設定し年間の労働配分が類型ごとにかなる様相を呈していたかを検討する(図5)。

本節の結論の一つは農家①に集約的に示されていた。この農家は耕作規模Ⅱ田二町一反、畑四・二反の自作である。水稻一町七反、麦一町四反を作付する他、キュウリ四・三反、スイカとダイコンを各々二・三反、ホーレンソウ一・九反、ハクサイ一・六反、キャベツ一・四反など蔬菜ののべ栽培面積は実に約二町四反におよんだ。労働力構成は五〇代の世帯主夫婦のほか、二組の息子夫婦と一男一女も同居し極めて潤沢であった。米麦二毛作に加え蔬菜を積極的に取り入れた経営類型であり、年間家族労働総日数一三三四日の構成も、稲作二五五日、麦作一四〇日に対し、蔬菜は何とほぼ半分の六二六日を占めた。家族労働力の潤沢さを反映して労働力の雇傭はない。

さて労働のピーク時は田植期の六、七月と収穫期一月であり、労働日数はいずれも一五〇日を超える。他方、その前後の冬・夏季の農閑期には、それでも九〇日を大きく割り込むことはなかった。次の二点が重要である。第一に、麦栽培は副業の農産加工とともに、とくに冬季の余剰労働力を吸収する経営的意味を有していたこと。稲・麦作とも労働吸収の年間アンバランスは著しい。だが、それぞれの労働ピーク時が時期的にズレ、相互に補完することで年間労働配分の均衡化を促すのであった。第二に、蔬菜は、稲・麦作と違って年間の労働投下がかなり平均的であることにまず特徴があった。のみならず、七、一二月の動きに端的に現れているように、蔬菜の場合、稲作労働の集中時には、呼応して投下労働を縮減しようという、弾力性も持ち合せていた。かくして、農家①にあっては、年間の労働配

分は相対的に均衡的に保たれることになった。

兵庫県の範囲を前提にすれば、労働配分を均衡化させるものとして、差し当って麦と蔬菜が重要と思われる。先の五つの地帯区分も実は、一つの根拠としてこの点を念頭においていた。

農家①とともに麦栽培の経営的意味をよく示しているのが農家②③の場合である。前者は水稻一町七反のうち麦作付面積が一町二反を占めるが、麦作労働が、六、一月稲作労働ピーク時に一部重なる半面、一〜四月の農閑期には労働力燃焼の有力な場になっていたことは明瞭である。また後者の場合、麦作とともに畜産の持つ意味を示しており興味深い。この農家は乳牛五頭、ニワトリ一三〇羽を飼養するほか田の一部を利用して鯉の養殖も手掛けていた。畜産労働は蔬菜以上に平均的であり、年間を通してほとんど変動がない。この畜産と麦作に加え、農家③は水稻の作付面積が一町二反と農家①②に対比すると小さい。ために稲作労働のピーク時もそれほど極端化することなく、また九一〇月には副業を適当に絡ませたことなどの結果、年間の労働配分は著しく均衡化されていた。

これらと対照的なのが、農家④⑤⑥であった。まず前二者とりわけ⑤の場合、麦作の比重が小さく、冬季に労働日数が極端に落ち込む事態が生じていた。また、Vの理解に関わって、農家⑥の場合がとくに注目をひく。この農家は耕作規模Ⅱ田一町一反、畑六・一反の自小作であるが、Vに多い、養蚕に和牛飼育を加味した経営類型を典型的に示していた。養蚕の場合、労働は春・秋蚕の上簇期（五・六月と八・九月）に偏り、そのため労働ピーク時には労働日数が六六、八六日に及ぶ一方、冬季には一〇〜二〇日台にまで落ち込んだ。養蚕は、むしろ労働配分の不均衡化要因となった。のみならず、その故にまた、⑥の場合は、経営主が「部落並びに村内に於ける種々なる公務を有し、此に殺がるゝ」という事情があったにせよ、「家族の労働日数は僅かに四五三人三分にして——雇人は此の小規模経営に

も拘らず四七人九分を入れ<sup>(31)</sup>る経営構造を余儀なくされた、ともいえる。なお和牛の飼育については、小牛生産による重要な現金収入源であったとはいえず、労働配分の経営的意味は農家③の乳牛あるいは養鶏には到底およびつかないものであった。Vでは、その飼料的条件に制約されて和牛飼育は一頭が一般的であり、飼育形態も、良牛を得るには大体一〇町歩の放牧地が必要なこともあって、五〜一〇月にかけては部落単位に集団放牧を行うか、また牧草地の少ない地域では他地域に一年に二回、都合二カ月ほど「預入」することが通例になっていた<sup>(32)</sup>。

#### おわりに——自力更生運動と農業構造

本稿では、認識のレベルにかかわる三つの方法的視点があつた。第一に、社会研究には通常事例調査と統計的調査の二つがあるとされるが、<sup>(33)</sup>本稿は後者による「自力更生運動と農業構造の関連」の解明を目的とした。従来、経済更生運動の実態分析は、事例研究としてその構造を主として質的側面において解き明かしてきた。むしろそれらの研究も一般化への指向をもたないわけではないが、方法的に自ずと個体記述的となり、普遍的認識として限界をもつことは否定できない。経済更生運動の一般化的認識には先ずもって、その先駆けとなった自力更生運動の、とりわけ経済的条件の解明が不可欠と思われるが、それは事例研究では十全には行ないえないであろう。事例研究とは別個に、大量観察を通しての統計的研究が改めて必要となったゆえんがここにあつた。第二に、自力更生運動の条件については、経済過程のみならず社会過程<sup>(34)</sup>もとりあげ首尾一貫した分析が必要であるが、本稿では、前者の、しかも農業内の要因という狭い領域にしかふれえなかつた。そして第三に、これらの課題を地帯構成論という認識方法を通して明らかにしようとしたこと。冒頭の課題に対しなお不十分点を残すが、ここでひとまず要点を整理する。



本稿の農業地帯構成は、農業展開総体を対象にした点に枢要点がある。その意味はいいかえると、農業の産業的特殊性を考慮した上で、その戦間期の展開を段階性と類型性の両様において統一的に捉えることにほかならなかった。

段階性とは、兵庫県の場合、具体的には米麦の生産力の発展のほか、より象徴的には蔬菜を中心とした商品作物の増大に代表される商業的農業の展開として示されていた。また類型性とは、より強く自然条件に制約された、相対的意味での、資本主義の展開に対する非即応的側面として理解されるであろう。耕地の構成、水田の作付構成等。これらは、決して固定的ではないが、少なくとも短期的には、また政策的変革というとくに大きな外的要因がない限り基本構成は緩やかな変化のまま維持されるはずのものであった。

兵庫県における農業展開が一応五地帯に区分して観察せられると同時に、相互の位置関係として基本的にV→Iに向け段階性が存在したことは、ほぼ明らかになったと思われる。けれどもその段階性というのは、単純に、農業展開がIにおいて最も動態的で、ⅢⅣⅤが、蔬菜等に見るべきものはなかったとはいえ、全般において停滞的であったということでは、必ずしもない。Ⅲの酒米地帯では、基盤の強弱は別にして米の高度な商品化が実現されていた。また、Vでも早くから養蚕を中心に商品生産を展開させ、昭和期に入ってその衰退後は、米の生産力を飛躍的に上昇させ他地帯との格差をほとんど消失させるまでにいたっている。さらに、二〇年代後半における産業組合の組織率とその販売事業実績の地域性をみても、傾向としてⅢⅣⅤの各郡でむしろ優勢であり、IⅡでは低迷した諸郡が多かった。<sup>(35)</sup>

ⅢⅣⅤの農業展開もそれなりに動態的であったといわねばならない。

段階性とは、ひとことと言うと集約的農業の展開差であった。改めて述べるまでもなく、この点は栗原百寿『日本農業の基礎構造』以来日本農業の近代史を貫く基本線とされてきたものである。地主的土地所有後退の対極に顕現し

来たった自小作中農層を標準とする自営小農的發展傾向であり、その生産力的基盤として、土地生産力の一定の發展の上に実現された、家族労働力の集約的投下の下での労働生産力の並行的前進が指摘され、あまねく承認されてきた。この議論そのものはいまや高い理論的完成度をもち、<sup>(36)</sup>改めて理論体系レベルにおいて付加すべき問題は見出し難いと思われる。

ここで確認しておきたい第一の点は、集約的農業の展開は必ず商品生産の發展を基礎にもつが、逆に、後者はストリートに前者に結びつくとは限らないことである。少なくともⅢの一毛作地域、あるいはⅤでは、ⅠⅡに比べ、商品生産の展開度の割に農業の多角化・集約化は明らかに低い水準にあった。それぞれの農業展開は、単に序列的な関係のみでは捉えられない。そこで、五つの農業地帯をさらに統一する視点として、それぞれの農民的・小商品生産を、農業の多角化・集約化の水準と速度によって二つのタイプに分ける方法が考えられる。

第一のタイプは、ⅠⅡとりわけ前者に代表された。米麦二毛作と高生産力、そして何よりも資本主義への農家労働力包摂の進展の下で地主的土地所有後退—小作農民の取分増大が加わって、ここでは小作経営の成立の可能性が示されていた。さらに、蔬菜中心に農業の一層の多角化・集約化があり、とくにⅠにおいては、資本主義へのより深い包摂のため局所的に農業衰退（農事改良への消極化）が生じつつも、しかし総じて、小さい規模でも自立性の高い農民経営を広範に形成する、農業の前進があった。のみならず、その農業の多角化・集約化によって経営と経済水準双方における土地所有序列も極小化していた。農民層の経営と経済の自由度は飛躍的に高い水準に到達していた。ここには戦前段階における集約的農業の極限的な展開があったといえる。

見かたを変えていえば、土地所有による階層間格差が無視しうるまでになるのは、Ⅰのような、そのギリギリの展

開においてやつと可能になったということ。ここに、先述した、更生運動基軸主体の階層性の問題を正しく理解する鍵があると思われる。

そして、ⅢⅣの、農民的小商品生産の第二のタイプは、ⅠⅡとの対比において自力更生運動の社会的エネルギーの正体を明示している。エネルギーの強い地域はこのタイプの地帯に集中していた。そのエネルギーを、單純に集約的農業展開の延長線上に理解することは間違いである（小作争議との差異）。事態はむしろ、農業の多角化・集約化の遅れ、困難さが、二〇年代末の、Ⅲでは酒米、Ⅳでは養蚕の商品化の行き詰りというこのタイプ固有の基盤の脆弱さと相まって、エネルギーの増幅に促進的に作用した、ということであろう。念のため繰り返すが、両タイプの差は、農業生産・経営の類型差を基底にもつ、その段階差であった。自家労働に対する価値意識化の欠如つまり経済的に自家労働の搾取余地が存在する一方、農業の多角化・集約化の遅れのため労働配分の不均衡Ⅱ過剰労働力をより多くかかえこんだ農民経営の一般的な構造。こうした場合にひとたび政策的誘導が加わるとき、農業経営改善の途として、農業労働力の完全燃焼に向け農民層の熱量が昂まることは自明であろう。

むしろ、経済更生運動にせよ、あるいはその先駆けとなった自力更生運動にせよ、その課題は農業経営改善だけではなかった。けれどもその運動の全体的成否が、ひとえに農業経営改善の動向にかかっていたことも確かであろう。その一方では、以前に述べたように、農業経営改善といつてもその本質は理念的にも「労働の限界生産力ゼロに至る自家労働完全燃焼の原理<sup>38)</sup>」というべきものでしかなかった。その意味で、自力更生エネルギーが上述のような地帯性を示すことは、けだし当然のことであつたともいえる。

「集約的農業」論そのものは、歴史過程の説明概念としてはなお抽象的にすぎる。たとえ近代の農業展開が「平均

値」で「集約的農業」論として総括されるとしても、それは平均である限り一つの仮象でしかないからである。<sup>(36)</sup> 農業論はあくまで地域具体的なそれとして構成するしかない。兵庫県というごく狭い範囲でさえ、序列的な関係には解消できないという意味での、多様な農業展開があった。また他方では、自力更生運動のようにこの農業展開の多様性を論理的に前提とすることなしには説明不可能な歴史的事象も、三〇年代に入ると面的な比重をもって立ち現れるに至った(地帯構成論の根拠)。これらの点で、とりわけて二〇年代後半の農業史の場合まず、観点の問題として農業展開の多様性を承認することから出発しなければならぬ、というしごく自明のことも、ここで改めて強調する必要がある。これが本稿の統計的研究の基準(問題意識であり結論)であり、「集約的農業」論にかかわって留意したい第一の点であった。

(1) 石黒忠篤・小平権一等の農林官僚が経済更生運動を起すに当って、この運動が多大な影響を与えたことは周知の点である。従って両者は内容的にも類似していた。全国版たる経済更生運動もその内実が「自力」更生運動であることに違いないが、農林省の政策指導以前に、かつ別個のかたちで同様の運動が展開していた点に着目し、本稿では県農会主導の運動をとくに「自力更生運動」とよび、後の経済更生運動とひとまず区別することにす。念のため、なお、自力更生運動の実態に関しては『一九三二年度兵庫農会年報』、その経済更生運動との関連は『農山漁村経済更生運動の経過』(農山漁村経済更生運動正史資料第一号、一九七六年)、『農村更生の提唱と推進』(同第一二号、一九七八年)等にそれぞれ簡単な紹介がある。

(2) 拙稿「いわゆる『大正デモクラシーからファシズムへの推転』下社会過程(農業問題)に関する予備的考察——覚え書(以下「覚え書」と略記する)』(『社会科学』三七号、一九八六年)。

(3) さしあたり、研究史を網羅的に整理した楠本雅弘「農山漁村経済更生運動について」(同編書『農山漁村経済更生運動と小平権一』不二出版、一九八三年)参照。

(4) 森武彦「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」(『歴史学研究(別冊特集)』一九七一年)、暉峻泰三『日本農業問題の展開』下(東

大出版会、一九八四年。

- (5) 森武麿「書評・暉峻乘三『日本農業問題の展開』下」(『土地制度史学』一〇八号、一九八五年)。  
前掲、拙稿。
- (6) 詳細は、同右参照。
- (7) 『日本農業生産力構造の構成と段階』(『山田盛大郎著作集』第四卷(『岩波書店、一九八四年』)所収)。
- (8) 『日本農業の発展構造』(『栗原百寿著作集』Ⅱ(校倉書房、一九七五年))。
- (9) やや強引に整理すると、山田説は資本主義確立段階、栗原説は独占段階にそれぞれ対応する枠組構成である、との理解も可能であろう。
- (10) 農業経営の地帯別構造に着眼して、「田作地帯」「田作兼畑作地帯」「養蚕地帯」「果樹地帯」「蔬菜地帯」等の地帯区分が行われている。しかしこれは資料の区分そのままであり、充分な分析結果として示されたものではない。また区分の基準も生産規模、安定農家層の割合等部分的側面に限定されている点は山田説と同じであり、そのために地帯差は単なる段階的序列を示すにすぎないものとなっている(前掲書一六四～五頁)。
- (12) 「いま、なぜ地域農業なのか」(磯辺俊彦他編著『講座日本の社会と農業8総括編 変革の日本農業論』(日本経済評論社、一九八六年))の宇佐美報告ならびに同「東北農業の地帯構成と村落構造」(『講座日本の社会と農業2東北編 みちのくからの農業再構成』一九八五年)。
- (13) 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』(岩波書店、一九八三年)四一七～八頁。
- (14) 同部の玉葱栽培の歴史的動向についてはかつて、中心地のひとつである賀集村を例に概観したことがある(拙稿「小作争議と地主制の後退」(『土地制度史学』第八三号、一九七九年))。
- (15) 豊岡中学校郷土研究会『但馬読本』一九三八年、二〇一頁。
- (16) 一八八七～九一年、一九二二～二六年、一九三二～二六年、一九二七～三二年、一九三六～四〇年の期間について、稻作平均反収の推移を任意にみると、例えばVの安来郡では一・四九→一・八一→一・九二→二・〇九→二・一三石、また朝来郡では一・三四→一・八四→一・九六→二・〇五→二・二九となる。対しIの武庫郡では二・〇三→二・五五→二・四六→二・四四石、IIの印南郡でも一・九二→二・四三→二・四一→二・五四→二・二三石であった。IIIの加東郡も一・七六→二・三三→二・〇六→二・二〇→二・一三石となり、歴史的推移の型は武庫・印南両郡と基本的に同じであった(以上は各年『兵庫県統計書』による)。
- (17) 『一九四〇年兵庫県統計書』(農業編)。
- (18) 『兵庫県郡役所事績録』(武庫郡)上巻(一九二七年)二三頁。
- (19) 同右(有馬郡)四頁。

- (20) 森武鷹編著『近代農民運動と支配体制』(柏書房、一九八五年)。
- (21) 以下の叙述は、桂明宏「戦間期近畿先進地域における農民的小商品生産の発展類型——兵庫県多可郡黒田庄村を事例として——」(京都大学農学研究科修士論文、未公刊)に多くを負っている。
- (22) 兵庫県酒米振興会『兵庫の酒米』一九六一年、森太郎「村米について」(『日本醸造協会雑誌』第七八巻第二巻、一九八三年)等参照。
- (23) 前掲『兵庫県郡役所事績録(美濃郡)』二三頁。
- (24) 同右、一一～一二頁。
- (25) 伏見信孝「農村構造の変化と協同組合の展開」(『日本史研究』一三九・一四〇、一九七四年)二二九～三〇頁。
- (26) 一九二九年の小作地率は六二・八%(多可郡五二・七%、兵庫県五〇・一%)、経営規模別農家戸数割合は五反未満五九・八%(郡四三・八%、県四二・五%)、一～二町六・〇%(郡一一・六%、県一三・八%)であった。
- (27) 前掲「拙稿」小作争議と地主制の後退。
- (28) 筆者は、以前検討を加えたように(前掲「拙稿」「覚え書」)、自力更生運動なり経済更生運動の、農村末端に対する最大の政治・社会変動は勤労主義と業績主義的規範に貫かれた経営原理主軸の部落再編の促進にあった、と考える。この経営原理とはひとまず「精農」原理といいかえてもよい。従ってここでは、中心農家を対象にすることで「精農」の階層的基盤の一端を地帯別に見定める意図ももっている。
- (29) 『尼崎市史』第三巻、一九七〇年、四六六頁。
- (30) この点に関しては以前、前掲拙稿「覚え書」でⅣの津名郡中川原村に即して事例的に検討を加えた。
- (31) 兵庫県農会『農業経営事例』一九二八年、五九頁。
- (32) 前掲『但馬読本』二〇一～八頁、兵庫県内務部『副業ニ関スル調査』第一輯(一九一八年)五二～三頁。
- (33) 詳しくは、富永健一『社会学原理』(岩波書店、一九八六年)第一章第二節参照。
- (34) 以前、前掲拙稿「覚え書」において検討を加えた。
- (35) 拙稿「一九二〇年代の農村支配体制に関する覚え書」(『社会科学』第34号、一九八四年)。
- (36) この面での貢献としては、栗原氏の研究以外に、綿谷尠夫氏の、戦前期農民層分解論の高い到達(その著作集の第一・二巻に収録された一連の論稿)がある。
- (37) 拙稿「暉峻衆三『日本農業問題の展開下』に学ぶ」(『新しい歴史学のために』一七八号、一九八五年)。
- (38) 現状分析の視点からであるが、地帯構成論の根拠に必要性の指摘については、磯辺俊彦『日本農業の土地問題』(東京大学出版会、一九八五年)第二章第一・二節および田畑保「地帯構成論」への問題関心(『総研月報』二八四号、一九八〇年)が理論的に有益である。